

千葉市国民保護計画

令和4年6月

千葉市

目 次

第1編 総 則	1
はじめに(国民保護計画に関する市の基本的な考え方)	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	2
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	2
2 市国民保護計画の目的等	2
3 市国民保護計画の構成	3
4 市地域防災計画等との関連	3
5 市国民保護計画の見直し、変更手続	4
第2章 国民保護措置等に関する基本方針	5
第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定	7
1 武力攻撃事態	7
2 緊急対処事態	7
第4章 市の地理的・社会的特徴	8
1 地理的特徴	8
2 社会的特徴	11
3 本市での留意事項	21
第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等	22
第2編 武力攻撃事態等への備えと対処	23
第1章 平素からの備え	23
第1 組織及び体制の整備	23
1 市における組織・体制の整備	23
2 関係機関との連携体制の整備	27
3 通信の確保及び情報収集・提供体制の整備	30
4 研修及び訓練	34
第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	36
1 避難に関する基本的事項	36
2 避難実施要領のパターンの見直し	37
3 救援に関する基本的事項	37
4 運送事業者の運送力・輸送施設の把握等	38
5 避難施設の指定	39
6 生活関連等施設の把握等	40
第3 物資及び資材の備蓄、整備	42
1 市における備蓄	42
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	42
第4 医療救護体制の整備	44
1 初期医療体制の整備	44
2 後方医療体制の整備	44

3	広域的医療体制の整備	44
4	傷病者搬送体制の整備	44
第5	要配慮者の支援体制の整備	46
1	要配慮者に関する配慮	46
2	社会福祉施設等における備え	46
3	児童生徒等の避難時の配慮	47
4	外国人に対しての配慮	47
第6	国民保護に関する理解の促進	48
1	国民保護措置に関する啓発	48
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	48
第2章	武力攻撃事態等への対処	49
第1	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	49
1	事態認定前における体制及び初動措置	49
2	市国民保護対策本部体制への移行	52
第2	市国民保護対策本部の設置等	53
1	市対策本部の設置	53
2	通信の確保	59
第3	関係機関相互の連携	60
1	国・県の対策本部との連携	60
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	60
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	61
4	他の市町村に対する応援の要求、事務の委託	61
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	61
6	市の行う応援等	62
7	自主防災組織等に対する支援等	62
8	住民への協力要請	63
第4	警報の伝達、避難住民の誘導等	64
1	警報の伝達等	64
2	避難住民の誘導等	66
第5	救援	76
1	救援の実施	76
2	関係機関との連携	77
3	救援の内容	77
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	83
5	救援の際の物資の売渡し要請等	84
6	医療の実施の要請等	85
第6	安否情報の収集・提供	86
1	安否情報の収集	86
2	県に対する報告	87
3	安否情報の照会に対する回答	87

4	安否情報の公表	88
5	日本赤十字社に対する協力	88
第7	武力攻撃災害への対処	89
1	武力攻撃災害への対処	89
2	生活関連等施設における災害への対処等	90
3	NBC攻撃による災害への対処	92
4	応急措置等	95
第8	被災情報の収集及び報告	100
第9	保健衛生の確保その他の措置	101
1	保健衛生の確保	101
2	廃棄物の処理	102
第10	国民生活の安定に関する措置	103
1	生活関連物資等の価格安定	103
2	避難住民等の生活安定等	103
3	生活基盤等の確保	104
第11	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	105
第3編	緊急処理事態への備えと対処	108
第1章	総論	108
第1	基本的考え方	108
第2	事態想定ごとの被害概要	109
1	攻撃対象施設等による分類	109
2	攻撃手段による分類	109
第3	平素からの備え	111
1	関係機関によるネットワーク等の構築と活用	111
2	市が管理する公共施設における警戒	111
3	対処マニュアル等の整備及び留意点	112
4	石油コンビナート等特別防災区域における備え	112
第2章	緊急処理事態への対処	113
第1	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	113
1	事態認定前における体制及び初動措置	113
2	市緊急処理事態対策本部体制への移行	116
第2	市緊急処理事態対策本部の設置等	117
1	市緊急処理事態対策本部の設置手順	117
2	その他市緊急処理事態対策本部関連事項	117
第3	関係機関相互の連携	118
1	初動時における連携の基本モデルと主な役割	118
2	使用物質別の相互連携モデルと主な役割	120
第4	緊急処理事態への対処上の留意点	128
1	警報の通知・伝達	128

2 赤十字標章等の標章の取扱い-----	128
3 国民経済上の措置の取扱い-----	128
第4編 復旧等-----	129
第1章 応急の復旧-----	129
1 基本的考え方-----	129
2 公共的施設の応急の復旧-----	129
第2章 武力攻撃災害等の復旧-----	130
1 国における所要の法制の整備等-----	130
2 当面の復旧についての留意事項-----	130
第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等-----	131
1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求-----	131
2 損失補償、実費弁償及び損害補償-----	131
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん-----	131
4 県又は他の市町村等の応援を受けた場合の費用の支弁-----	131
【参考】	
用語の定義 -----	132

凡例

- ・【法第〇条】における「法」は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号）」をいう。
- ・【施行令第〇条】における「施行令」は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（国民保護法施行令）（平成16年政令第275号）」をいう。